

佐賀県医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月20日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第16号

佐賀県医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医療法施行条例施行規則（平成25年佐賀県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県医療法施行条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県医療法施行条例</u>（平成25年佐賀県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式（第8条関係）</p> <p>略</p> <p><u>佐賀県医療法施行条例</u>（平成25年佐賀県条例第27号）第10条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県医療法の施行等に関する条例</u>（平成25年佐賀県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式（第8条関係）</p> <p>略</p> <p><u>佐賀県医療法の施行等に関する条例</u>（平成25年佐賀県条例第27号）第10条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。